

平成30年度芦屋市環境マネジメントシステム実施結果報告書

1 EMSの目標及び達成状況

(1) EMSの目標

①温室効果ガス総排出量：平成32年度までに基準年度比5%以上削減

②エネルギー使用量：平成32年度までに基準年度比5%以上削減

※基準年度：平成26年度

(2) 達成状況（エネルギー使用量の速報値）

※①の温室効果ガス総排出量については、年間使用量×排出係数で求めます。当年度の排出係数は、次年度の6月頃に発表されるため、現時点で算出できません。平成30年度の年間実績報告の際に報告いたします。

平成30年度4月～12月のエネルギー使用量は基準年度比4.0%減（平成29年度は、3.1%減）となっています。

※第1四半期（4月～6月）は基準年度比4.6%減

※第2四半期（7月～9月）は基準年度比1.3%減

※第3四半期（10月～12月）は基準年度比6.6%減

表 芦屋市全体の平成30年度エネルギー使用量一覧（4月～12月）

エネルギー使用量 (MJ)	今年度累計	基準年度比	基準年度 (H26)	備考
本庁舎等	14,503,128	15.1%	12,598,436	基準年度以降に東館が新設されたことにより増加
学校・園	28,911,756	2.2%	28,298,208	
病院	30,951,784	3.4%	29,923,294	
環境処理センター	48,284,499	2.3%	47,188,238	
下水処理場	46,202,735	-13.3%	53,319,241	設備(ポンプ等)運用の工夫により減少
その他の施設等	64,648,845	0.9%	64,090,414	
定額電灯	33,508,279	-21.8%	42,857,448	公益灯のLED化により減少
全施設合計	267,011,025	-4.0%	278,275,280	

2 EMSの監査結果について

別紙2の監査結果報告書のとおり

3 環境関連法規制、環境関連情報及び社会的動向の変化

(1) 環境配慮契約法における基本方針の変更

平成31年2月に、建築物の維持管理における環境配慮が必要とされ、基本方針が変更されました。建築関連から排出される二酸化炭素は、全体の40%程度を占めているとの推計もあり、そのうち建築物の運用段階における排出は3分の2程度とされています。環境に配慮した電力調達は、引き続き「芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針」を基に適切に実施し、建築物の新築又は大規模改修に係る設計業務においても、温室効果ガス排出削減対策の推進が必要となります。

(2) 「パリ協定」の批准

平成28年11月に、政府は地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を批准し、「平

成42年度までに温室効果ガスを平成25年度比で26%削減する」、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑え、1.5度未満に近づける」との目標達成へ努力する義務を負っており、地球温暖化対策に向けた更なる取組みが必要となります。

(3) 「COP24」の開催

平成30年12月2日～15日にポーランドのカトヴィツェで開催されました。日本は、優れた技術と科学的知見を活用して世界の脱炭素化を牽引するとともに、来年のG20議長国として「環境と成長の好循環」を実現するモデルとなるべく取組みを進めることなど積極的に貢献していく決意を述べました。

4 EMSの改善のための提案

EMSの実施状況及びEMS内部監査結果等により、次のとおりEMS改善の提案をします。

- (1) 各公共施設での空調管理及びエネルギー使用量把握を徹底すること。(継続)
- (2) 平成29年度に実施した省エネ診断結果を活用し、さらなる節電や省エネ、温室効果ガス排出量の削減に努めること。(継続)
- (3) 平成31年2月の環境配慮契約法基本方針の変更により、「建築物の維持管理に係る契約」が新たな契約類型として基本方針に位置づけられたことから、今後、建築物の維持管理に係る契約のうち、電気設備の保守管理や機械設備の保守管理を含む業務を発注する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記するなど、より一層のエネルギー使用量の削減につながる取組みを実施すること。(新規)

以 上